

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年6月12日
(契約責任者)西日本高速道路株式会社 関西支社
支社長 村尾光弘

調達機関番号 419 所在地番号 27
第5号

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 湯浅御坊道路 広川橋他6橋(鋼上部工)工事(不落札協議対象・電子入札対象)
- (3) 工事場所 (自)和歌山県有田郡広川町柳瀬
(至)和歌山県有田郡広川町上津木
- (4) 工事内容 本工事は、湯浅御坊道路の四車線化事業に伴う、新設鋼橋の建設を主体とした工事である。
- (5) 工事概算数量 広川橋(下り線)344.5m
広川第二橋(下り線)238.5m
猪谷川橋(下り線)77.5m
猪谷川橋(上り線)86.0m
中村川橋(上り線)47.0m
前田第一跨高速道路橋29.1m
前田第二跨高速道路橋 31.6m
- (6) 工期 契約締結日の翌日から1200日間
- (7) 本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
- (8) 本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)又はそのうちあらかじめ指定する部分(以下「標準案」という。)に係る構造上の工夫、特殊な施工方法、工事中的コスト削減につながる方策、具体的な施工計画その他の提案(以下「技術提案」という。)について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (10) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (11) 紙入札方式の場合(10)の単価表は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

とする。

- (12) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

- (13) 本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (14) 本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）又は、この条件を満たす2者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員と

なれないものとする。

(3) 施工実績

平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(ア) 同種工事

- a) 鋼連続箱桁（新設橋）の工場製作をした工事
- b) 鋼連続箱桁の支間長7.5m以上の径間をトラッククレーンベント架設工法により架設した新設橋の工事

ただし、特定建設工事企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が（ア）同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、（ア）同種工事若しくは（イ）同種工事の施工実績を有すること。

(イ) 同種工事

- a) 鋼連続箱桁橋（新設橋）の工場製作をした工事。
- b) 鋼連続箱桁橋をトラッククレーンベント架設工法により架設した新設橋の工事

(4) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、土木工事共通仕様書「1-12 着工日」については、「契約締結後30日以内」を「契約締結後60日以内」に改めるものとし、工期開始の日から着工日までの期間は専任を要しないものとする。

専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成14年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは（3）に同じ。

同種工事

- a) 鋼連続箱桁橋（新設橋）の工場製作をした工事。
- b) 鋼連続箱桁橋をトラッククレーンベント架設工法により架設した新設橋の工事

専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配

置できること。

(ア)管理技術者：技術士【総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」若しくは、建設部門「鋼構造及びコンクリート」】又はRCCM「鋼構造及びコンクリート部門」

(イ)照査技術者：技術士【総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」若しくは、建設部門「鋼構造及びコンクリート」】又はRCCM「鋼構造及びコンクリート部門」

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(5)競争参加資格確認申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域1」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

(6)施工計画が適切であること。

(7)共同企業体を構成する場合には、次に掲げる事項を満たしていること。

イ)各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ)各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ)工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。

ニ)各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(8)上記1.に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3.総合評価に関する事項

(1)落札者の決定方法

入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素をもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

1) 技術評価点の最高点を20点とする。

なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ) 技術評価点1位の者が2者以上の場合

技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な1者に対し0.5点

ロ) 技術評価点1位の者と2位の者との差が0.5点未満の場合

1位の者に対し2位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

2) 技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ) 企業の高度な技術力

a) 鋼橋の設計・施工に関する技術的着眼点

橋脚と鋼桁の剛結部の品質と耐久性を確保するための施工性に着目した詳細設計
広川橋のP2橋脚、P3橋脚の鋼箱桁水平継手の改善を考慮した詳細設計及び施工
猪谷川橋(下り線)のDランプ先行供用中の安全性を考慮した詳細設計

なお、設計に関する技術提案は、詳細設計を実施する上での技術的着眼点を求めるものであり、具体的な構造形式の提案は評価しない。また、これらの具体化に伴い生ずる対策の内、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。 ~ それぞれ2提案までとする。

b) 本橋の構造特性を踏まえた構造物の耐久性確保に関する留意事項

点検・維持管理に配慮した構造詳細に関する事項(防錆仕様、使用材料の高耐久化および検査路の追加に関する提案は評価しない)

橋脚と鋼桁の剛結部の架設精度に関する事項

床版コンクリートの施工における品質向上に関する事項(鉄筋およびPC鋼材に関する提案は評価しない)。 ~ それぞれ2提案までとする。ただし、 ~ の提案のうち、類似内容の提案は重複して評価しない。

c) 工事中安全対策全般に関する技術的着眼点

猪谷川橋の施工における供用中の高速道路本線に対する安全対策における技術的着眼点

県道交差箇所における橋梁上部工架設時の安全対策の技術的着眼点

本工事全般における安全対策上最も重要と考えられる課題と技術的着眼点

(鋼橋の設計・施工に関する技術的着眼点の ~ 及び上記 , を除く。対策工については総数で2提案までとする。) ~ それぞれ2提案までとする。

d) 工事中のコスト削減につながる提案

・ 契約後に検討を予定しているVE提案の取組みに関する提案

3) 価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は0点とする。

4) 入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価

格評価点を合算した評価値をもって行う。

- (3) 上記(2)2)に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。
- (4) 企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。
- (5) 上記(4)により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
- (6) 公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。
- (7) 上記(2)2)で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

4. 入札手続等

(1) 担当部署

〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1-13

西日本高速道路株式会社 関西支社 経理課 課長代理 小林 克寿

電話 06-6344-9241

(2) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成29年6月13日(火)から平成29年7月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く)

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「171000024」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記4(1)の場所において入手することができる。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成29年6月12日(月)から平成29年7月7日(金)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送(1)すること。

- 1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

(4) 入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法

提出期限：平成29年9月11日(月)午前11時00分まで。(ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は託送による入札については、期限までに上記4.(1)へ必着させること。)

提出場所：上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送すること。

(5) 開札の日時及び場所

開札日時：平成29年9月12日(火) 午後1時30分

開札場所：上記4.(1)の西日本高速道路株式会社1階入札室

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

イ) 入札保証金 免除

ロ) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査

上記3.(1)ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

(5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(7) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(8) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実

が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(1 0) 契約書作成の要否 要

(1 1) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(1 2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 4 . (1) に同じ。

(1 3) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 . (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 . (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(1 4) 紙入札方式による参加を希望する場合の手続

紙入札方式による参加を希望する者は、上記 4 . (3) の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加 (変更) 届出書 (電子入札留意事項様式 1) を、上記 4 . (1) に示す場所に持参、郵便 (書留郵便に限る。) 又は託送により提出しなければならない。

(1 5) 本件は、電子契約の対象とする。(詳細は入札説明書を参照。)

(1 6) 詳細は入札説明書による。

5 . Summary

(1) Official in charge of the contract of the procuring entity : Mistuhiro Murao Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Constructino work of the Yuasagobo Road Hirokawa Bridge and other six bridges

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00P.M. 7 July 2017

(5) Time-limit for the submission of tenders : 11:00A.M. 11 September 2017 (Tenders submitted by mail : 11:00A.M. 11 September 2017)

(6) The language used for application and inquiry shall be Japanese .

(7) Contact point for tender documentation : Katsuhisa Kobayashi Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

1-13, Iwakuracho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567-0871 Japan